

平成29年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価報告書

1. 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、品川区教育委員会がその権限に属する事務の管理および執行の状況について点検および評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、区民への説明責任を果たすことを目的とする。

2. 仕組み(方法・基準)

(1) 「品川区教育委員会事務事業評価実施要領」に基づき、教育委員会所管の予算事業の中から後述の4つの条件に1つでも該当する事業を対象として、事業ごとにその継続性・効果性・効率性について基本的な評価を行い、これをもとに今後の方向性として総合評価を行った。

(2) 評価基準

① 基本評価（継続性・効果性・効率性）の基準は次のとおりである。

評価基準	評価の視点	評価	
継続性	◆そもそも区民や区内事業者等から継続が必要とされている事業か ・目的の妥当性、区民等のニーズはあるか ・時代の変化に適応しているか ・他に類似の事業はないか、代替手段は他にないか	A	区民等のニーズが高く継続すべき事業である
		B	法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる
		C	区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある
		D	区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず継続が不要な事業である
効果性	◆その事業は成果を挙げているか ・意図された成果を挙げているか ・投入された資源量に見合った結果、成果が得られているか	A	十分な成果を挙げている
		B	一定の成果を挙げている
		C	一部に対して成果を挙げている
		D	成果が見られない
効率性	◆実施手法は適切か ・最小の経費で最大の効果を挙げているか ・受益者負担は適正か ・対象範囲は適正か ・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率がよいか	A	実施手法は適切で、見直しの必要はない
		B	実施手法は概ね適切である
		C	実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である
		D	大幅な見直しが必要である

② 総合評価（今後の方向性）の基準は次のとおりである。

評価基準		評価	
総合評価	拡 充	A	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
	継 続	B	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
	見 直 し	C	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等見直しが必要
	廃 止	D	事業を廃止（または休止）

3. 対象事業

点検および評価の対象とする事業は、平成29年度実施の教育委員会の権限に属する全事務事業のうち、次のものとした。

1. 新規事業
2. 規模を拡大した事業
3. 今後の事業継続をするに当たり工夫が必要だと思われる事業
4. 教育委員が必要と認める事業

以上により15事業を事務事業評価対象とした。

4. 結果

品川区教育委員会は事業の点検および評価を行うにあたって、品川区教育委員会の教育目標・基本方針に基づき事業を適切に執行しているかを基本に評価を行った。

今回評価を行った事務事業の点検および評価結果は以下のとおりである。

(1) 実施事業の総合評価（今後の方向性）

評価基準			該当事業合計
A	拡充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要	5
B	継続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持	9
C	見直し	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等見直しが必要	1
D	廃止	事業を廃止（または休止）	0
合 計			15

(2) 教育委員会総評

評価対象事業については、区民（保護者、児童・生徒、地域住民等）への教育効果の実績、事業の継続性、および費用対効果等の視点から点検および評価を行ったところ、概ね教育目標に従い着実かつ適切に執行されており、現状維持または現状をベースに発展、向上させるべきであると考えます。

今回、総合評価で「見直し」とした事業については、課題解決に向けて、さまざまな手法を検討し、計画的に改善していく必要がある。また「拡充」とした事業については、区民ニーズを的確に把握し、更に効果のある事業を進めていただきたい。さらに、「継続」とした事業についても、その意義と目的を常に意識しつつ実施するよう努力されたい。

評価の結果の良し悪しではなく、評価結果を活かし、さらに創意工夫を重ねて事業推進にあたられることを求めたい。

(3) 各評価対象事業の点検および評価結果は、次ページ以降のとおりである。

事業名称	①学校用務業務委託	
予算事業名	学校運営費	
所属	課名	係名
	庶務課	庶務係

◆対象事業記載項目

事業概要	技能労務職について、品川区では平成8年度の採用を最後に、退職不補充を原則としている。平成19年には総務省より技能労務職員等の給与等の総合的な点検に関する通知が出され、品川区でも「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」のもと、民間委託の推進を含め事務・事業の見直し等を行ってきた。用務職員についても配置が難しい学校について、業務の全てを委託化する。	29年度事業費予算額(円)
		78,000,000
		28年度事業費決算額(円)
		-
根拠法令等	平成19年7月6日付総務省通知文「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」	
事業目的	用務業務(環境整備業務、管理修繕保守業務、施設管理業務、校務・庶務的業務、学校安全・災害対策業務)の円滑化を目的とする。	
事業実績	【委託実施校数】 平成29年度 目標値:6校 実績値:6校	

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	A: 区民等のニーズが高く継続すべき事業である B: 法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる C: 区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある D: 区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず継続が不要な事業である	A
	効果性 (成果を挙げているか)	A: 十分な成果を挙げている B: 一定の成果を挙げている C: 一部に対して成果を挙げている D: 成果が見られない	B
	効率性 (実施手法は適切か)	A: 実施手法は適切で、見直しの必要はない B: 実施手法は概ね適切である C: 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である D: 大幅な見直しが必要である	A

	評価	理由
総合評価	A	委託化によって円滑な学校運営・学校環境整備を維持できている。加えて、常時複数名の人員配置、専門員によるワックス対応や修繕により学校から一定の評価を受けている。

今後の方向性	次年度以降も正規職員または再任用フルタイム職員の配置による円滑な学校運営・学校環境整備が困難となることが予想される。よって学校や用務職員の意見を参考にしながら今後の委託校の選定を行っていく。
--------	---

教育委員からの意見	委託については、用務職員数の動向や地域バランスを考慮し、今後も将来を見据えて計画的に導入していく必要がある。委託校を選定する際には、地域や学校が求める用務職の役割、学校規模、学校施設の状況を鑑み、学校現場の意見を尊重すること。また、委託化により民間が持つ専門技術や知識を活用し、円滑な学校運営・学校環境整備を維持あるいは拡充できるよう努めること。
-----------	---

事業名称	②学事制度等の検討	
予算事業名	学事制度検討経費	
所属	課名	係名
	庶務課	学校計画担当

◆対象事業記載項目

事業概要	【品川区学事制度審議会の実施】 ・審議期間：平成28年10月27日～平成30年3月末(予定) ・委員構成：15名(学識経験者3、区民代表9、学校代表3) ・諮問内容：義務教育9年間の一貫教育のさらなる充実および地域との連携強化に向け、区立学校における適正な教育環境を確保するための方策について (1)区立学校の学区域 (2)学校選択制について (3)学校種のあり方 (4)学校規模の考え方 (5)学校配置の地域バランス (6)学校改築 【審議会運営支援業務委託】 ・就学人口推計、各種アンケート・資料等作成、答申書作成支援、議事録作成等の事務局支援業務をコンサルティング会社に委託	29年度事業費予算額(円)
		15,303,000
		28年度事業費決算額(円)
		7,606,076
根拠法令等	品川区学事制度審議会設置要綱	
事業目的	就学人口の増大など社会環境の変化や品川コミュニティ・スクールの展開、義務教育学校の法制化等を契機とし、区立学校におけるより良い教育環境を確保していくため、「品川区学事制度審議会」を設置し、品川区の学事制度(学区域、学校規模、学校選択制等)や学校改築の考え方などについて、検証・検討を行う。	
事業実績	【学事制度審議会の開催】※月1回程度の頻度で開催 平成28年度：6回(28年10月～29年3月) 平成29年度：8回(29年11月まで) 9月：中間答申 10～11月：パブリックコメント実施(区) ※平成29年度は12～13回開催予定(残り4～5回)、平成30年3月 最終答申(予定)	

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	A: 区民等のニーズが高く継続すべき事業である B: 法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる C: 区民等のニーズはあるが、時代変化に適應しなくなっている部分がある D: 区民等のニーズや社会変化に全く適應しておらず継続が不要な事業である	A
	効果性 (成果を挙げているか)	A: 十分な成果を挙げている B: 一定の成果を挙げている C: 一部に対して成果を挙げている D: 成果が見られない	A
	効率性 (実施手法は適切か)	A: 実施手法は適切で、見直しの必要はない B: 実施手法は概ね適切である C: 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である D: 大幅な見直しが必要である	A

総合評価	評価	理由
	A	教育改革プラン21の成果を踏まえつつ、新しい品川教育を創生する「品川教育ルネサンス」の方針のもと、学事制度審議会を立上げ、学校選択制や学区域などの制度や教育環境のあり方について様々な角度から検証・検討を進めている。本審議会の答申は、今後の品川区の学校制度や教育環境の基本的な考え方の指針となるものである。

今後の方向性	学事制度審議会では、引き続きパブリックコメント意見なども踏まえてさらに検討を重ね、平成30年3月末までに最終答申が取りまとめられる予定である。審議会は答申の日をもって終了するが、その後は、教育委員会が答申を受けて実際の施策として具体化すべく、関係各所と協議しながら新制度に向けた詳細な検討を進めていく。
--------	---

教育委員からの意見	平成28年10月に発足した学事制度審議会は、概ね毎月1回程度開催され、平成29年9月には中間答申を上申するなど、精力的に検討が行われてきた。今後の最終答申に向けた審議においては、パブリックコメントで寄せられた意見も念頭に置きつつ、建設的な議論に繋げていくこと。また、最終答申を受け施策として具体化する際には、品川教育の理念および制度見直しの意義を踏まえ、保護者や地域住民等、関係する方々の理解を得ながら丁寧に実施していく姿勢が必要である。
-----------	---

事業名称	③クラブ・部活動指導(学務課)	
予算事業名	クラブ・部活動指導費(学務課)	
所属	課名	係名
	学務課	学事係

◆対象事業記載項目

事業概要	品川区立中学校・義務教育学校後期課程の部活動を対象に、外部指導員を活用し、指導に対する報償費の支払いを行っている。	29年度事業費予算額(円)
		7,130,000
		28年度事業費決算額(円)
		5,629,780
根拠法令等		
事業目的	部活動の活性化および指導効果を高めるとともに、教職員における部活動指導者不足および負担軽減を図る。	
事業実績	指導員1人1回あたりの単価 4,000円 各学校の配当日数(12校) 100日/年 統合校(荏原平塚、八潮、豊葉の杜) 140日/年	【平成28年度】 各学校平均 93回/年 【平成27年度】 各学校平均 105回/年 【平成26年度】 各学校平均 103回/年

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	A: 区民等のニーズが高く継続すべき事業である B: 法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる C: 区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある D: 区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず継続が不要な事業である	B
	効果性 (成果を挙げているか)	A: 十分な成果を挙げている B: 一定の成果を挙げている C: 一部に対して成果を挙げている D: 成果が見られない	B
	効率性 (実施手法は適切か)	A: 実施手法は適切で、見直しの必要はない B: 実施手法は概ね適切である C: 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である D: 大幅な見直しが必要である	B

総合評価	評価	理由
	B	事業としては、一定の評価、成果を得ており今後も継続的な実施が必要とされるため。

今後の方向性	教員の負担軽減の観点からも外部指導員の活用の要望は増えているので、今後も継続して実施するとともに、指導員の配置の拡充も検討していく方針である。
--------	---

教育委員からの意見	部活動の外部指導員の活用は、生徒への専門的な技術指導等の役割を担っているとともに、教員の負担軽減を図るという目的もある。また、教員にとっては、部活動指導を行うことによって、より生徒の個性等を知る機会ともなっている。 その一方で、平成29年8月29日付けで中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会から「学校における働き方改革に係る緊急提言」が出され、その中にも「部活動の適切な運営について、教員の負担軽減や生徒の発達を踏まえた指導体制の充実に向けて、休養日を含めた適切な活動時間の設定を行うとともに、部活動指導員の活用や地域との連携等必要な方策を講ずること。」が述べられている。 これらを踏まえ、今後も各学校と連携し、部活動指導における外部指導員の活用および充実について検討を重ねること。
-----------	--

事業名称	④学校ICTの推進	
予算事業名	教材教具費	
所属	課名	係名
	学務課	校務情報管理対策担当

◆対象事業記載項目

事業概要	<p>学校ICTの推進(総合実施計画)に伴い、平成26年度に普通教室等へのプロジェクタ・書画カメラ等の常設(22校)、ICT教育推進(10校)の全児童・生徒へのタブレットPCの配備・校内無線LANの整備および特別支援学級へのタブレットPC(2人に1台)の配備を行った。</p> <p>平成29年度には、普通教室等にプロジェクタ機器等を全校配備し、全学校で分かりやすい授業を実践している。</p> <p>また、平成29・30年度で、パソコン室のPCをタブレット端末(40台)に入替え、校内無線LAN環境を順次整備していく予定である。</p>	29年度事業費予算額(円)
		659,490,000
		28年度事業費決算額(円)
根拠法令等		212,402,212
事業目的	<p>ICT機器を活用した、より質が高く・分かりやすい授業を実現する。</p> <p>また、児童・生徒がICT機器を活用することを通じ、学習意欲の向上を図るとともに、進化するICT社会への適応力を身に付けさせる。</p>	
事業実績	<p>平成29年度、プロジェクタ・書画カメラ・教師用パソコンをそれぞれ475台配備(計796台)し、全校でICTを効果的に活用した授業が可能となっている。</p> <p>また、児童・生徒にタブレット端末を配備したICT教育活動推進校(10校)では、授業のほか、家庭学習用としても、「品川区トータル学習システム」を活用した自学自習を行っている。さらに効果的な活用を図るため、平成29年度から電子書籍などの新たなアプリケーションの導入を行った。</p>	

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	<p>A: 区民等のニーズが高く継続すべき事業である</p> <p>B: 法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる</p> <p>C: 区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある</p> <p>D: 区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず継続が不要な事業である</p>	A
	効果性 (成果を挙げているか)	<p>A: 十分な成果を挙げている</p> <p>B: 一定の成果を挙げている</p> <p>C: 一部に対して成果を挙げている</p> <p>D: 成果が見られない</p>	B
	効率性 (実施手法は適切か)	<p>A: 実施手法は適切で、見直しの必要はない</p> <p>B: 実施手法は概ね適切である</p> <p>C: 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である</p> <p>D: 大幅な見直しが必要である</p>	B

	評価	理由
総合評価	A	<p>普通教室等に設置したプロジェクタ・書画カメラについては、授業で日常的に活用されており、教員アンケートでも、今後も活用していきたいと回答した教員は9割を超えていた。</p> <p>また、児童・生徒ひとり一台のタブレット端末を配備しているICT教育推進校(10校)では、タブレットPCを授業のほか、家庭学習でも積極的に利用しており、引き続きタブレット端末を活用した授業を実施していく。</p>

今後の方向性	<p>今後は、これまで配備したICT機器を活用するとともに、全学校(ICT教育推進校を除く)のパソコン教室の端末をタブレットPCに入替え、校内無線LAN環境を順次整備し、校内どここの教室でもタブレット端末が活用できる新しいICT環境に整備していく。</p>
--------	--

教育委員からの意見	<p>区ではこれまでのICT教育環境の整備に加え、平成29年度より順次、パソコン教室にタブレット型PCを導入し、小学校(義務教育学校前期課程)では、端末台数を20台から40台へ増設するなど拡充を図っている。併せて校内無線LAN整備を進めており、ICT活用の幅が広がるのが期待できる。</p> <p>ICTの活用は、これからの社会で活躍する上で必須の能力であり、今後は、機器等の整備を早期に進めるとともに、より有効活用を図るため、教員向け研修の充実や効果的な指導方法についての検証を行うこと。</p>
-----------	---

事業名称	⑤就学援助	
予算事業名	就学援助費	
所属	課名	係名
	学務課	学事係

◆対象事業記載項目

事業概要	品川区に住所を有し、公立学校に在籍する児童生徒が経済的理由により就学困難な場合に、学用品費等の学校教育に必要な経費の援助を保護者に行う。 【支給費目】 学用品費、給食費、新入学学用品費、標準服費、修学旅行費、移動教室費、夏季施設参加費、校外教授費、卒業アルバム代、体育実技費、通学費	29年度事業費予算額(円)
		421,232,540
根拠法令等	学校教育法第19条、教育基本法第4条3項、生活保護法第13条・第32条、品川区就学援助費支給要綱	28年度事業費決算額(円)
		403,726,448
事業目的	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の就学援助費を支給し、義務教育を円滑に実施することを目的とする。	
事業実績	平成26年度 認定者 4,713人(小 3,043人 中 1,670人) 認定率(小 22.3% 中 34.3%) 平成27年度 認定者 4,605人(小 3,009人 中 1,596人) 認定率(小 21.4% 中 32.8%) 平成28年度 認定者 4,397人(小 2,915人 中 1,482人) 認定率(小 20.1% 中 30.3%)	

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	A: 区民等のニーズが高く継続すべき事業である B: 法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる C: 区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある D: 区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず継続が不要な事業である	B
	効果性 (成果を挙げているか)	A: 十分な成果を挙げている B: 一定の成果を挙げている C: 一部に対して成果を挙げている D: 成果が見られない	B
	効率性 (実施手法は適切か)	A: 実施手法は適切で、見直しの必要はない B: 実施手法は概ね適切である C: 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である D: 大幅な見直しが必要である	C

	評価	理由
総合評価	B	法令で求めているように、経済的な理由により就学困難な児童生徒に対する支援は、区の事業として欠かせない。 親の経済状態によらず、必要な教育環境を整えるため、低所得世帯の子どもの支援対策として、今後も区の事業として継続する必要がある。

今後の方向性	経済的理由により就学困難な保護者の負担軽減を一層支援していくため、新入学学用品費の前倒し支給および増額支給について検討を進める。
--------	--

教育委員からの意見	経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対する支援は、児童・生徒の就学機会を保障するうえで必要な制度である。 平成29年3月31日付けの文部科学省通知を受け、全国的に準要保護世帯を含めた新入学学用品費の「増額」ならびに「入学する年度の開始前の支給」の実施に向けた検討が進んでいることは好ましい。 今後も引き続き社会情勢等に合せた制度の適正な運用を図りたい。
-----------	--

事業名称	⑥給食の放射性物質検査	
予算事業名	給食運営費(学務課)	
所属	課名	係名
	学務課	保健給食係

◆対象事業記載項目

事業概要	学校給食への不安払拭と風評被害防止を図るため、 飲用牛乳を除く給食1食分を1週間分まとめて1検体 として、放射性物質(ヨウ素・セシウム)測定と放射性 ストロンチウム測定を実施する。	29年度事業費予算額(円)
		1,211,040
根拠法令等	学校給食法	28年度事業費決算額(円)
		2,302,000
事業目的	原子力発電所事故により周辺から放射性物質が検出され、食品汚染を懸念して弁当を持参する児童・生徒が複数校でみられたため、学校給食の放射性物質検査を行ない保護者の不安払拭と風評被害を防止する。	
事業実績	平成23年11月から食材検査を開始し、平成24年度からは現行の給食1食分を1週間分まとめて検査する方法に変更した。平成29年度は放射性物質(ヨウ素・セシウム)検査を全校で年2回、放射性ストロンチウム検査を1/3校で実施している。	

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	A: 区民等のニーズが高く継続すべき事業である B: 法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる C: 区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある D: 区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず継続が不要な事業である	C
	効果性 (成果を挙げているか)	A: 十分な成果を挙げている B: 一定の成果を挙げている C: 一部に対して成果を挙げている D: 成果が見られない	B
	効率性 (実施手法は適切か)	A: 実施手法は適切で、見直しの必要はない B: 実施手法は概ね適切である C: 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である D: 大幅な見直しが必要である	C

	評価	理由
総合評価	C	検査開始以来、食品衛生法の検出基準値を超える放射性物質が検出されたことはなく、安全・安心な給食に対する理解を得るために必要な事務であるが、実績を踏まえ継続の可否について検討する時期にきている。

今後の方向性	検査回数や対象校を縮小して実施する。
--------	--------------------

教育委員からの意見	福島第一原発電力事故を発端とした学校給食用食材の放射性物質検査について、平成23年11月よりヨウ素・セシウム検査を開始し、平成26年度からは、放射性ストロンチウム検査を追加した。その後、食品衛生法の新基準値を超える放射能物質は検出されていないことから、平成29年度より、ストロンチウム検査の回数を縮小した。 この検査は、食品汚染を懸念した保護者等の不安を払しょくするために必要なものであったと言えるし、この間の検査結果から、回数を見直しをしたことも妥当であったと言える。 今後については、国や他区の動向等も踏まえ、縮小・廃止を含めた検討が必要である。
-----------	---

事業名称	⑦学力定着度調査	
予算事業名	学力定着度調査経費	
所属	課名	係名
	指導課	学校地域連携係

◆対象事業記載項目

事業概要	【対象】 区立小学校・中学校・義務教育学校の児童・生徒	29年度事業費予算額(円)
	【内容・手法等】 全国的なシェアを持つ標準型の学力調査を2年生から9年生で実施	28,680,000
	第2-3学年:国語・算数 第4-6学年:国語・算数・社会・理科 第7-9学年:国語・数学・社会・理科・英語	28年度事業費決算額(円)
根拠法令等		12,960,000
事業目的	児童・生徒の学力状況を捉え、各校の指導計画の見直し、指導方法の改善および教職員の資質向上を図り、児童・生徒の学力向上および学校改善に資する。	
事業実績	区学力定着度調査受験者数 平成27年度:3,590人 平成28年度:3,728人 平成29年度:16,693人	

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	A:区民等のニーズが高く継続すべき事業である B:法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる C:区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある D:区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず継続が不要な事業である	B
	効果性 (成果を挙げているか)	A:十分な成果を挙げている B:一定の成果を挙げている C:一部に対して成果を挙げている D:成果が見られない	B
	効率性 (実施手法は適切か)	A:実施手法は適切で、見直しの必要はない B:実施手法は概ね適切である C:実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である D:大幅な見直しが必要である	B

	評価	理由
総合評価	B	全国的なシェアを持つ標準型の調査を各学年で行うことで、課題であった個人の経年変化の分析や他地区との比較等が可能となり、指導改善による成果検証を行うことが可能となった。

今後の方向性	毎年実施していくことで、学力の経年変化や他地区との比較を含めた分析を行い、指導改善・学力向上を図るとともに、保護者等に対しても学力等の状況について、広く理解を求めていく。
--------	---

教育委員からの意見	本調査だけでなく、児童・生徒アンケートや保護者アンケートの結果とともに分析することで、各学校は自校の状況を正確に捉えることができる。さらに、次回以降は経年での傾向や課題をつかむことが可能となっており、分析方法等について指導し、より学校改善に活用できるようにする必要がある。
-----------	--

事業名称	⑧オリンピック・パラリンピック教育推進事業	
予算事業名	オリンピック・パラリンピック教育推進事業	
所属	課名	係名
	指導課	学校地域連携係

◆対象事業記載項目

事業概要	【対象】 全区立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校 【内容・手法等】 ○各教科等における年間35時間(回)程度のオリンピック・パラリンピック学習(東京都の事業実践) ○世界ともだちプロジェクト(調べ学習や国際交流) ○区独自教材・教員用指導実践事例集の作成 ○競技体験教室(フラインドサッカー・ホッケー・ビーチバレー)	29年度事業費予算額(円)
		27,652,000
		28年度事業費決算額(円)
根拠法令等		20,957,101
事業目的	【品川区のオリンピック・パラリンピック教育の目標】 ○思いやる心やおもてなしの心を育み、友達や他者を大切に育てる。 ○運動やスポーツに親しみ、心身ともに健全な人を育てる。 ○日本の伝統文化を誇りとし、国際社会で活躍できる人を育てる。	
事業実績	平成27年度:オリンピック・パラリンピック教育推進校11校、 平成28年度:オリンピック・パラリンピック教育実施校46校+9園、重点校1校 平成29年度:オリンピック・パラリンピック教育実施校46校+9園、アワード校4校+1園、応援校1校	

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	A: 区民等のニーズが高く継続すべき事業である B: 法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる C: 区民等のニーズはあるが、時代変化に適切になくなっていく部分がある D: 区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず継続が不要な事業である	A
	効果性 (成果を挙げているか)	A: 十分な成果を挙げている B: 一定の成果を挙げている C: 一部に対して成果を挙げている D: 成果が見られない	B
	効率性 (実施手法は適切か)	A: 実施手法は適切で、見直しの必要はない B: 実施手法は概ね適切である C: 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である D: 大幅な見直しが必要である	B

	評価	理由
総合評価	A	東京都の委託事業も継続実施され、区のオリンピック・パラリンピック教育の目標をふまえて、各学校・幼稚園で体験や活動を取り入れた教育を通して、2020大会に向けて機運を醸成していく。

今後の方向性	東京都の動向も見据え、また、オリンピック・パラリンピック準備課など区関係各課との連携も図りながら、区のオリンピック・パラリンピック教育の目標を踏まえた教育を展開していく。
--------	---

教育委員からの意見	アワード校や競技応援校の優れた取組を各校に広める等、東京2020大会に向けて、全校で機運を高めるようにする必要がある。パラリンピックに関連して学校施設のバリアフリー化についてもさらに推進してもらいたい。
-----------	---

事業名称	⑨体力向上の推進	
予算事業名	体力向上推進事業	
所属	課名	係名
	教育総合支援センター	指導主事、教育事務係

◆対象事業記載項目

事業概要	SHINAGAWAアクティブプロジェクトとして、児童・生徒の体力向上に向けた取組を行っている。 ・教員とのチームティーチングにより専門的指導を行なう「テクニカルアドバイザー」(運動支援員)の活用 ・11の共通種目を設定し、手軽に運動に取り組む「スポーツトライアル」の実施 ・学校や家庭でできる運動をまとめた「ワンミニッツエクササイズ」の実践と普及啓発のためのリーフレット作成・配布	29年度事業費予算額(円)
		57,223,000
根拠法令等		28年度事業費決算額(円)
		22,716,866
事業目的	児童・生徒の運動意欲を高め、運動の日常化により体力の向上を図る。 児童・生徒への確かな運動技能の習得と、指導の充実を図る。	
事業実績	テクニカルアドバイザーによる授業支援を平成29年度より全区立学校で実施している。 スポーツトライアルを全区立学校で取り組み、結果や上位記録を区ホームページで公表している。 ワンミニッツエクササイズリーフレット(ベシック・アドバンス)を作成し、区立学校全児童・生徒へ配布して活用している。29年度は幼児期運動推進DVDを作成し、区立幼稚園5歳児を対象に配布する。	

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	A: 区民等のニーズが高く継続すべき事業である B: 法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる C: 区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある D: 区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず継続が不要な事業である	A
	効果性 (成果を挙げているか)	A: 十分な成果を挙げている B: 一定の成果を挙げている C: 一部に対して成果を挙げている D: 成果が見られない	B
	効率性 (実施手法は適切か)	A: 実施手法は適切で、見直しの必要はない B: 実施手法は概ね適切である C: 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である D: 大幅な見直しが必要である	C

	評価	理由
総合評価	B	児童・生徒の体力や運動能力の向上と学校における体育・スポーツ活動の充実が品川区教育委員会の教育目標および基本方針でも位置付けられ、重点的に取り組む事業である。

今後の方向性	児童・生徒の運動に対する意欲と体力の向上、授業改善の視点でテクニカルアドバイザーの効果検証を行う。また、スポーツトライアルにおいては、体力向上検討部会において、中学校・義務教育学校後期課程の生徒が意欲的に取り組む運動内容を再考するなど検討を行っていく。なお、テクニカルアドバイザーの配置において、より一層学校の状況に応じた活用が図れるよう、業者委託から派遣契約への変更を検討するなど一部見直しが必要である。
--------	---

教育委員からの意見	平成28年度より児童・生徒の体力向上に向けた取組として、テクニカルアドバイザーを全校に配置し、教員とのチームティーチングを行っている。小学校・前期課程においては、学級数に応じた時間数を割り振り、中学校/後期課程においては、領域を絞って同一時間配置している。テクニカルアドバイザーが体育授業にもたらす効果検証については、教師の指導行動および児童・生徒の技能獲得状況、運動に対する意識の変容等を視点とし、継続して行っていく必要がある。
-----------	---

事業名称	⑩マイスクールの運営	
予算事業名	マイスクール運営費	
所属	課名	係名
	教育総合支援センター	指導主事、教育事務係

◆対象事業記載項目

事業概要	区立学校に在籍し、主に心理的な要因により学校生活に適応できず不登校またはその傾向にある児童・生徒に対し、学習や活動など支援を行う場として適応指導教室を設置し、その運営を行う。 ・適応指導教室マイスクール八潮 (八潮5-2-1 旧八潮北小学校内) ・適応指導教室マイスクール五反田 (西五反田6-5-1 教育総合支援センター内)	29年度事業費予算額(円)
		58,729,000
根拠法令等	品川区適応指導教室実施要綱	28年度事業費決算額(円)
		94,746,910
事業目的	不登校児童生徒の支援の場として適応指導教室を設置し、学校復帰を目指す。	
事業実績	1 平成28年度適応指導教室入(通)室児童・生徒数 ・適応指導教室マイスクール八潮 31名(小学生8名、中学生23名) *うち、高校等進学・中学進級・学校復帰8名 ・適応指導教室マイスクール五反田26名(中学生26名) *うち、高校等進学・学校復帰15名 2 不登校児童生徒の保護者相談会ファミリークラブ品川の実施 年2回開催、相談者延べ8名	

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	A: 区民等のニーズが高く継続すべき事業である B: 法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる C: 区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある D: 区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず継続が不要な事業である	A
	効果性 (成果を挙げているか)	A: 十分な成果を挙げている B: 一定の成果を挙げている C: 一部に対して成果を挙げている D: 成果が見られない	A
	効率性 (実施手法は適切か)	A: 実施手法は適切で、見直しの必要はない B: 実施手法は概ね適切である C: 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である D: 大幅な見直しが必要である	B

	評価	理由
総合評価	A	区立学校に在籍する不登校児童・生徒に対し、個々の状況に応じた集団・個別活動により学校復帰を目指すことができる適応指導教室の支援は欠かせないものである。不登校児童・生徒への教育環境の充実を図るためにも、対象児童・生徒の状況やニーズに応じた選択肢が広がるよう不登校対策を拡充して行うことが必要である。

今後の方向性	適応指導教室への通室型の支援のほか、在籍校へ訪問して支援を行うアウトリーチ型の取組を開始し、不登校の未然防止・早期対応を図るため、学校・関係機関と連携した取組や、個々の状況に応じた支援について検討する。また、地域の利便性をふまえた支援の場や学校復帰にむけた効果的な支援のあり方について検討していく。
--------	---

教育委員からの意見	区立学校に在籍する不登校児童・生徒への支援の場として、区が設置する適応指導教室は必要である。「マイスクール八潮」での集団活動を中心とした支援に加え、平成28年度に開設した2ヶ所目の適応指導教室「マイスクール五反田」では、個別学習を中心とした新たな支援を行っている。今後も不登校の未然防止・早期対応にむけ、対象児童・生徒に応じた選択肢や支援の場など検討することが重要であり、在籍校訪問支援(アウトリーチ)の拡充、地域の利便性を考慮して拠点となる支援の場を増やすなど、不登校児童・生徒への教育環境の充実を図ること。「ファミリークラブ品川」のように保護者に対するサポートの場についても引き続き推進が求められる。
-----------	--

事業名称	⑪特別支援学級の運営	
予算事業名	特別支援学級等運営費	
所属	課名	係名
	教育総合支援センター	特別支援教育係

◆対象事業記載項目

事業概要	区立学校における特別支援教育の環境整備のほか、特別な支援を要する児童・生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援を行う。 ・特別支援学級および特別支援教室の整備・充実 ・特別支援学級(固定級)に学習支援員を配置する。 ・通常学級に在籍し、特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対し介助員または学習支援員を配置する。	29年度事業費予算額(円)
		262,313,000
根拠法令等	学校教育基本法施行規則、障害者差別解消法	28年度事業費決算額(円)
		203,580,894
事業目的	区立小学校・中学校・義務教育学校における特別支援教育の充実	
事業実績	・特別支援学級の設置(知的15校、きこえ1校、ことば2校、病弱1校、情緒2校) ・特別支援教室を区立小学校・義務教育学校前期課程全校(37校)に開設。特別支援教室拠点校(8校)を設置し、訪問指導教員がコミュニケーション面で課題や心配がある児童の在籍校特別支援教室を訪問し、指導を行なっている。 ・平成28年度は、支援の必要な児童・生徒(学習支援員165人・介助員数58人)に対し配置した。	

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	A: 区民等のニーズが高く継続すべき事業である B: 法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる C: 区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある D: 区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず継続が不要な事業である	A
	効果性 (成果を挙げているか)	A: 十分な成果を挙げている B: 一定の成果を挙げている C: 一部に対して成果を挙げている D: 成果が見られない	B
	効率性 (実施手法は適切か)	A: 実施手法は適切で、見直しの必要はない B: 実施手法は概ね適切である C: 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である D: 大幅な見直しが必要である	B

	評価	理由
総合評価	B	特別な教育的ニーズのある児童・生徒は増加傾向にあり、区立学校の特別支援教育に関するウェイトは高い。個々の実態に応じた適切な支援を継続していくとともに、計画的な支援の場について検討をする必要がある。学校生活や学習上の困難を改善または克服するために、より適切な指導・支援につなげることが必要である。

今後の方向性	区立小学校・前期課程からの支援の継続を図るため、平成30年度に特別支援教室を区立中学校・義務教育学校後期課程全校に設置する。また、平成30年度に新規の特別支援学級(自閉症・情緒障害学級、難聴通級指導学級)を設置し、支援を拡充する。
--------	---

教育委員からの意見	平成28年の障害者差別解消法の施行により、合理的配慮を踏まえた特別支援教育の重要性と期待は年々高まっている。各学校では特別支援教育コーディネーターを中心として、特別な支援の必要な児童・生徒へ丁寧な対応に努めている。本区では平成28年度より「特別支援教室」を全小学校・義務教育学校(前期)に設置しており、平成30年度には全中学校・義務教育学校(後期)にも設置を行う。また、同じく平成30年度からは特別支援学級(自閉症・情緒障害学級、難聴通級指導学級)を新たに中学校に設置する等、特別支援教育を推進している。今後とも、各学校並びに関係機関と連携を図りながら、より適切な支援を高めていくこと。
-----------	---

事業名称	⑫いじめ防止対策	
予算事業名	いじめ防止対策費	
所属	課名	係名
	教育総合支援センター	指導主事、教育事務係

◆対象事業記載項目

事業概要	<p>いじめ防止にむけ、相談・支援活動や学校における取組の推進、品川区いじめ防止対策推進条例に基づく委員会の設置・開催を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品川学校支援チームHEARTSによる相談・支援活動 福祉・心理・元警察官で構成する支援チームを教育総合支援センターに設置し、いじめや不登校、問題行動など学校だけでは解決が困難なケースや事態に学校と連携して対応する。 区立学校におけるいじめ防止の取組への支援 品川区いじめ対策委員会、品川区いじめ根絶協議会を開催し、品川区のいじめ防止に関する取組や対応について協議・検討する。 	29年度事業費予算額(円)
		38,399,000
		28年度事業費決算額(円)
		40,187,353
根拠法令等	いじめ防止対策推進法、品川区いじめ防止対策推進条例	
事業目的	いじめ等の未然防止・早期発見・早期解決を図るとともに、学校が抱える様々な問題に迅速かつ適切に対応する。	
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 品川学校支援チームによる訪問・支援活動回数(平成28年度延べ4,171回) いじめ防止啓発バッジ(学校別デザインバッジ)を作成し全区立学校児童・生徒へ配布した。各区立学校において、土曜日のいじめ防止デーで身につけ活動するなど、いじめ防止に向けた取組を行った。 品川区いじめ対策委員会(年3回開催)、品川区いじめ根絶協議会(年3回開催) 	

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	A: 区民等のニーズが高く継続すべき事業である B: 法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる C: 区民等のニーズはあるが、時代変化に適應しなくなっている部分がある D: 区民等のニーズや社会変化に全く適應しておらず継続が不要な事業である	B
	効果性 (成果を挙げているか)	A: 十分な成果を挙げている B: 一定の成果を挙げている C: 一部に対して成果を挙げている D: 成果が見られない	B
	効率性 (実施手法は適切か)	A: 実施手法は適切で、見直しの必要はない B: 実施手法は概ね適切である C: 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である D: 大幅な見直しが必要である	B

	評価	理由
総合評価	B	品川区では「品川区いじめ防止対策推進条例」(平成28年4月施行)を制定し、区・区立学校・保護者・地域住民・関係機関等が様々な視点からいじめ防止に向けて取り組む体制づくりが不可欠である。いじめの防止に向けた取組や普及・啓発活動継続していくために欠かせないものであり、今後も充実を図る必要がある。

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 学校だけでは解決困難なケースや、複雑化・多様化している課題に迅速かつ的確に対応できる組織体制を検討する必要がある。HEARTSのこれまでの活動実績を踏まえ、効果的な支援(チームの位置づけ、スクールソーシャルワーカー等専門職の計画的な人員配置)について検討を行う。 いじめ防止に向けた普及・啓発活動を継続するとともに、各学校において「いじめ防止推進デー」など工夫した取組を推奨する。 教育委員会と学校、地域代表、関係機関がいじめ防止に向けた取組について情報共有するとともに、課題やテーマに沿った協議・検討を行う。
--------	---

教育委員からの意見	いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るため、様々な取組や対策を行ってきている。平成28年4月に施行された「品川区いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめの防止等について区の基本理念を明らかにするとともに、子どもの教育に携わる全ての人々が総がかりで解決に向けて取り組むことに従事している。一方で、いじめは依然として社会問題となっている。いじめ防止に関しては、今後も児童・生徒だけでなく、教職員、保護者、地域関係者、教育委員会などが連携して意識を高め、引き続き取組の成果検証、啓発活動を行いながら、未然防止に努めること。
-----------	--

事業名称	⑬図書館サービスの充実	
予算事業名	品川図書館運営費、地区図書館運営費	
所属	課名	係名
	品川図書館	管理係・事業担当(第一)

◆対象事業記載項目

事業概要	図書館法の定義に基づき、「一般公衆の利用に対し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」ための基本的なサービスを提供している。 【サービス内容】 ①資料の貸出・返却・予約 ②相互貸借＝都立・他自治体・国会図書館などからも借用が可能 ③インターネットサービス＝蔵書検索や予約・貸出状況の確認などが自宅のパソコンや携帯電話から行えるシステムを維持運営 ④レファレンス＝調べ物に必要な資料を収集し、調査・研究活動を援助 ⑤複写サービス＝図書館所蔵資料の複写用(著作権法の範囲内)として全館にコピー機を設置	29年度事業費予算額(円)
		979,894,000
		28年度事業費決算額(円)
		979,128,483
根拠法令等	図書館法、著作権法	
事業目的	区民の生涯にわたる学習、余暇活動を支援するため、誰もがいつでも、気軽に利用できるように、資料や情報を体系的に収集、整理、保存し、閲覧や貸出をする。	
事業実績	(全貸出数) 平成26年度 3,428,363 平成27年度 3,494,003 平成28年度 3,517,490	

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	A: 区民等のニーズが高く継続すべき事業である B: 法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる C: 区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある D: 区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず継続が不要な事業である	B
	効果性 (成果を挙げているか)	A: 十分な成果を挙げている B: 一定の成果を挙げている C: 一部に対して成果を挙げている D: 成果が見られない	B
	効率性 (実施手法は適切か)	A: 実施手法は適切で、見直しの必要はない B: 実施手法は概ね適切である C: 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である D: 大幅な見直しが必要である	B

	評価	理由
総合評価	B	貸出数(平成28年度3,517,490件)はここ数年伸びており、インターネットによる予約数(平成28年度1,084,138件)も増えてきている。 また、さらなるサービス向上のために、平成27年4月から地区館9館の指定管理者制度導入と品川図書館の業務委託の拡大に伴い、休館日の縮小と日・月曜日および祝日の開館時間延長による開館日と開館時間の拡大を行った。

今後の方向性	変化する社会状況、多様化する資料の要望と、利用者が求める情報を適切に提供するためには、最新のものをはじめとして幅広い資料収集が必要である。大崎地区には、新大崎図書館・大崎西口取次・芳水小学校内新図書館、目黒駅前には目黒サービスコーナーと新たな利用が予想される。指定管理制度が導入され、地域の学校や商店街・民間企業と連携した展示・講演の事業、保育園や病院への訪問おはなし会、障害者への宅配サービス等様々な地域サービスの充実が図られている。平成30年度からは指定管理者第二期目を迎えるが、指定管理者と協力し、利用者サービスのさらなる充実を図っていく。 品川区立図書館全体として、各図書館の個性を出しながらも、全体としての情報共有と統一性も見出していく。
--------	---

教育委員からの意見	指定管理者が第二期を迎え、新しい体制の中で、今まで培ってきた地域の学校、商店街、企業との連携事業、保育園や病院への訪問おはなし会等のサービスの充実・拡大を今後も持続していくべきである。
-----------	--

事業名称	⑭障害者サービス	
予算事業名	事業運営費	
所属	課名	係名
	品川図書館	事業担当(第一)

◆対象事業記載項目

事業概要	<p>通常の活字による読書が困難な利用者、身体障害や要介護等で来館困難な利用者に対応する次の事業を実施している。</p> <p>①点字図書、デジジ図書、さわる絵本等の障害者用資料の製作、購入、提供、保存。資料製作ボランティアの育成。</p> <p>②サピエおよび国立国会図書館からの配信データ活用によるデジジ資料の提供(28年度より点字資料にも対応予定)。 (*註)28年度はサピエ個人会員による配信データの直接利用 775タイトルあり</p> <p>③来館困難な障害者等に対する図書館資料の自宅配本サービス(中央館はゆうパックによる配送/地区館は利用者宅に直接配本)。</p> <p>④障害がある方や多くの方が楽しめるバリアフリー映画会を開催した。また、おはなし会も開催する。</p>	29年度事業費予算額(円)
		2,845,934
		28年度事業費決算額(円)
根拠法令等	障害者基本法、障害者の権利に関する条約、著作権法、障害者差別解消法	2,474,200
事業目的	区立図書館は公共機関として、「障害者の権利に関する条約」でいう「文化的な作品を享受する機会」を障害のある人にも保障する責務を有している。来館による利用が困難な者または通常の利用が困難な者に対して、図書館の利用に障害があっても、必要かつ合理的な配慮を行ない、一般利用者と同等のサービスを提供する。	
事業実績	平成28年度障害者用資料貸出数 5,121点 (4,346点+775点サピエ個人会員による配信データの直接利用) 平成28年度 配本1236冊送/264点訪問 平成28年度 バリアフリー映画会(荏原図書館開催) 参加者53名 平成29年度 バリアフリー映画会(品川図書館開催) 参加者75名	

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	A: 区民等のニーズが高く継続すべき事業である B: 法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる C: 区民等のニーズはあるが、時代変化に適應しなくなっている部分がある D: 区民等のニーズや社会変化に全く適應しておらず継続が不要な事業である	A
	効果性 (成果を挙げているか)	A: 十分な成果を挙げている B: 一定の成果を挙げている C: 一部に対して成果を挙げている D: 成果が見られない	B
	効率性 (実施手法は適切か)	A: 実施手法は適切で、見直しの必要はない B: 実施手法は概ね適切である C: 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である D: 大幅な見直しが必要である	C

総合評価	評価	理由
	B	品川図書館はサピエ(視覚障害者情報総合ネットワーク)等に加え、配信データを活用して活字による読書が困難な方等へ資料提供を行っている。資料の迅速な提供と資料の利用点数の大幅増が図られた。また、指定管理による地区館で行っている自宅配本サービスも配本館と利用者の増加が見られる。バリアフリー映画会は、誰もが参加できる行事として多くの参加者から有意義な事業として受け入れられた。

今後の方向性	<図書館利用に障害がある>赤ちゃんからお年寄りまで、すべての世代に対応できるサービスの構築をめざす。だれもが容易にアクセスできる図書館利用システムの構築をはじめ、活字読書困難者のため開発された新たな資料(マルチメディアデジジ図書、LLブック等)の積極的な導入、また特別支援教育との連携にも配慮していく。さらに来館困難者のための自宅配本サービスの拡充をはかり、バリアフリー映画会やバリアフリーおはなし会など、障害がある人もない人も共に楽しめる図書館事業を推進する。あわせて音訳・点訳図書、さわる絵本など、区民ボランティアの協力による活字読書困難者用資料の製作機能のさらなる充実をはかる。
--------	--

教育委員からの意見	図書館利用に障害のある、すべての世代の方へ対応できるサービスの構築は重要である。活字読書困難者や来館困難者への資料提供の充実・拡充とともに、一般の方を対象とした点字講習会など、誰もが楽しめる図書館事業も推進していくことが必要である。
-----------	--

事業名称	⑮図書取次サービスの実施	
予算事業名	品川図書館運営費	
所属	課名	係名
	品川図書館	管理係

◆対象事業記載項目

事業概要	<p>平成22年8月1日から武蔵小山、23年7月1日から大井町の各行政サービスコーナーにおいて、図書取次サービスを開始した。さらに、平成30年4月には目黒駅前サービスコーナーが開設される予定である。実施主体は戸籍や住民票発行サービスを担う戸籍住民課である。サービスコーナーでは、問題が生じたときは、品川図書館の電算サポート担当が対応している。</p> <p>また、平成30年2月には大崎駅西口に図書館独自で運営する図書取次施設を開設予定で、サービスコーナーとは異なり、利用カードの登録・更新や施設での図書の予約も可能とする。</p> <p>各資料は配送車によって図書館とサービスコーナーをつないでいる。</p>	29年度事業費予算額(円)
		<p>37,530,196</p> <p>[資料配送車経費(図書館全体)、目黒駅SC備品等、大崎駅西口図書取次施設工事費等]</p>
根拠法令等		28年度事業費決算額(円)
		<p>13,308,624</p> <p>[資料配送車経費(図書館全体)]</p>
事業目的	<p>利用者が指定したサービスコーナーで、ホームページや窓口等において予約をした区内図書館資料(図書、雑誌、CDなど)を通勤・通学等の際に、駅近くで区内図書館資料の受取・返却を可能とし、利用者サービスを充実させる。</p>	
事業実績	<p>(貸出数)</p> <p>平成26年度 大井町 106,102、武蔵小山 80,715</p> <p>平成27年度 大井町 115,124、武蔵小山 88,252</p> <p>平成28年度 大井町 111,061、武蔵小山 81,000</p>	

	評価基準	評価内容	評価
基本評価	継続性 (その事業を継続すべきか)	<p>A: 区民等のニーズが高く継続すべき事業である</p> <p>B: 法令等の定め、または一定のニーズがあり継続が求められる</p> <p>C: 区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある</p> <p>D: 区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず継続が不要な事業である</p>	A
	効果性 (成果を挙げているか)	<p>A: 十分な成果を挙げている</p> <p>B: 一定の成果を挙げている</p> <p>C: 一部に対して成果を挙げている</p> <p>D: 成果が見られない</p>	B
	効率性 (実施手法は適切か)	<p>A: 実施手法は適切で、見直しの必要はない</p> <p>B: 実施手法は概ね適切である</p> <p>C: 実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である</p> <p>D: 大幅な見直しが必要である</p>	C

	評価	理由
総合評価	B	<p>駅に近い行政サービスコーナーにおいて図書取次サービスを行い、近隣区民や駅利用者にとっての利便性が一段と増している。さらに目黒駅サービスコーナーの開設、大崎駅図書取次施設の開設で、利用者が大幅に増加することが見込まれる。大崎駅西口図書取次施設では、図書取次のほかに登録・更新・予約等も実施できるよう計画しているが、武蔵小山の将来の運用を見据えて、図書取次サービスにプラスαできるか検討していく。</p>

今後の方向性	<p>一定の成果が出ている中で、サービスコーナーでの図書取次サービスは引き続き、実施していくが、武蔵小山については将来の方向性を決定する必要がある。また、新しく開設される大崎駅西口図書取次施設に関しては、地域との連携を密に図りながら進めて行く。</p>
--------	--

教育委員からの意見	<p>平成30年度に目黒サービスコーナーが設置されるが、新たな需要に対するサービス維持が課題である。武蔵小山行政サービスコーナーについては、将来の方向性を定める必要がある。また、大崎駅図書取次施設については、登録・更新・予約や児童サービス等のサービスコーナーとは異なる特色を出し、大崎地区の図書館サービスの拠点とすることが重要である。</p>
-----------	---

(4) 点検・評価に関する学識経験者からの意見

教育委員会の点検および評価に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき学識経験者に意見を求めた。

意見を求める内容については、平成29年8月1日開催の教育委員会臨時会において協議のうえ決定した。

① 対象事業

- 1 ④学校ICTの推進について
- 2 ⑩マイスクールの運営について

② 学識経験者

筑波大学 教授 窪田 眞二

学識経験者からの意見は以下のとおりである。

1 学校ICTの推進について

品川区立学校のICTの整備計画は、平成26年度にタブレット端末の配備、電子黒板機能付プロジェクタ等の配備(1次配備)、特別支援学級用タブレット端末の配備、平成29年度に電子黒板機能付プロジェクタ等の配備(2次配備)、学校のパソコン教室のコンピュータをタブレット端末へ、校内無線LAN環境の整備という形で計画的に整備が進められてきている。

特に平成26年度に整備されたタブレット端末の配備では、ICT教育活動推進校(10校)について、児童・生徒一人に1台のタブレット端末が配備され、「品川区トータル学習システム」の導入とその活用が授業だけでなく、家庭学習でも活用できるようにしていることが特徴的である。「タブレットの持ち帰り」については、事例でも紹介されており、事前準備を入念に実施し、子どもが自分のペースで課題に取り組めるようにしていること、子どもたちが戸惑いやすいポイントをおさええていること、家庭で使用する時はネットワークに接続できない仕様になっていることなど、非常に配慮が行き届いた設計がなされている。

宿題を出す方法や効果を見ると、子どもたちそれぞれの習熟度に合わせた学びが実現していると判断することができる。

同じ年度にICT教育活動推進校(10校)と実践校(12校)で配備された電子黒板機能付プロジェクタ、書画カメラ、教師用パソコン、デジタル教科書は、視聴覚効果が高く、わかりやすい授業の展開に貢献している。

また、特別支援学級では、平成26年度に児童・生徒2人に1台(合計285台)の割合でタブレット端末が配備され、アプリケーションも多様にインストールされており(通級指導学級では小学校で50種類、中学校で18種類、特別支援学級では小学校で46種類、中学校で50種類)、電子教科書も活用して、子どもたち一人ひとりの状況に応じた学習活動が実施されている。

これらのICT機器の活用について、現行学習指導要領においては教員が適切な活用を

図ることが求められており、そのために、教員のための実技研修会や実践研究会が実施されている。平成 26 年度には、研究紀要を発行し、平成 27 年度には研究発表会を実施している。

平成 26 年度の 1 次配備に続き、平成 29 年度には 2 次配備として、ICT 機器未整備の学校（24 校）へ普通教室用に電子黒板機能付プロジェクタ等が整備された。ICT 教育活動推進校と実践校で蓄積されてきている授業実践の成果を活かし、更に展開されることが期待される。

平成 29 年度の計画にある、パソコンのタブレット端末への移行については、同年度に 31 校で導入することになっている。PC 教室だけでなく、普通教室や体育館等でも活用できることにより、探求的な学習の幅は間違いなく広がるため、新しい ICT 環境のもとで豊かな実践を展開することが期待される。

そうした ICT 機器の活用にとって不可欠なのが、校内無線 LAN 環境の整備であり、平成 29 年度は既設 16 校に加えて 8 校に整備され、今後順次整備を進めることになっている。校内無線 LAN 環境が整備されないと、タブレット端末を活用した調べ学習を展開することは大変難しいことは明らかであるので、可及的速やかな整備が求められる。

上記のように、タブレット端末や ICT 機器の活用において、子どもたちへの配慮は行き届いたものとなっていると思われるが、今後さらに充実した活用が進められるために、評価意見とは別のこととして若干の私見を記しておきたい。

①アプリケーションやコンテンツの開発に当たり、例えば算数（数学）の作図などでイメージを想像することが学習のねらいとなる場合や、抽象的な概念に関わる学習の場合に、画像などが入手しやすくなることによって、イメージを子ども自らが作り上げたり、頭の中で概念を構成したりすることを避けて、安易な方向に流れる傾向が生まれなないようにすることが大切である。

②インターネットに接続して調べ学習に必要な情報を得る際に、「信頼できる情報」の選択が鍵を握るため、個々の教員が十分な配慮をすることが大切となる。

③タブレットの活用に当たり、文字変換ソフトは不可欠であるが、文字を書く経験が減少することへの配慮が大切である。変換後にそれが正しい漢字であるかどうかの選択ができることと、漢字を書くことができることには大きな違いがあると思われる。

④調べ学習において、タブレット等にインストールされた百科事典等のデータソフトを活用する必要があるが、紙媒体の事典の良さを再認識することも大切である。調べ学習では、キーワードの選択が重要になってくるが、語彙の広がりや十分でない調べたい事柄の情報が限定される可能性がある。紙媒体であれば隣のページにヒントがあるような場合でも、デジタルの事典では選択したキーワードに合う情報しか得られない可能性があるため、学修の幅を広げるために、様々な媒体を活用することを期待したい。

2 マイスクールの運営について

品川区適応指導教室設置要綱に基づいて「マイスクール八潮」と「マイスクール五反田」の事業が取り組まれている。

マイスクール八潮は、3 年生から 9 年生の長期欠席状態の児童・生徒を対象としている。

マイスクール八潮は、品川区立学校に在籍する児童・生徒のうち、心理的要因等によ

って学校に行きたくても行かれずに悩んでいる不登校の児童・生徒に心と体を癒やす場所として用意され、自発的な学習や体験学習の営みの中からエネルギーを蓄え、在籍校復帰を当面の目標とするとともに社会的に自立するための援助を目的としている。

平成 29 年度の職員構成は、主任指導員 1 名、指導員 10 名、心理相談員 1 名となっている。活動の様子は毎月発行される「マイスクール八潮だより」として保護者や在籍校に伝えられるほか、「あゆみ」として年度ごとにまとめられ、行事实践報告などからも充実した活動が展開されていることが分かる。教育総合支援センターの教育相談室、品川学校支援チーム HEARTS、浜川中学校相談学級との連携及び情報共有が実施されている。また、品川児童相談所とも必要に応じて個別のケースについて連携して対応している。

不登校児童・生徒を持つ親の相談の場である「ファミリークラブ品川」に教育総合支援センターの指導主事や教育相談室相談員、マイスクール八潮指導員等が参加して運営されていることは、特に重要である。支援に当たる職員の研修として、平成 27 年度には 3 回の研修会で実際場面に即した対応や方策を検討しており、所外研修、小潮会（若手指導員による授業指導、生活指導、行事等の企画検討）、入室判断会などを含めて、職員の資質向上のための取り組みが充実している。

入室状況は、平成 28 年度が 31 名、平成 29 年度が 30 名であり、平成 28 年度には進学、学校復帰等により 8 名が退室している。

マイスクール五反田は、登校しぶりなど、7 年生から 9 年生の学校不適應の初期状態の生徒を対象としている。

マイスクール五反田は、学校での集団や学習等に不適應の生徒に対して、学習したり、悩みや不安を相談したりできる“落ち着ける居場所”をつくることで、不登校の未然防止・初期対応を図り、学校・学級への復帰を目指すことを目的としている。

指導体制としては、指導員と学校経営監が個別指導を担当し、教員志望や心理学専攻の大学生によって構成されるメンタルフレンド(1~2 名)が学習補助と相談相手になり、教育総合支援センターのカウンセラーが定期的なアセスメント、カウンセリング、ソーシャルスキルトレーニングを実施している。

マイスクール五反田では、教育文化会館を学習の場としているほか、アウトリーチとして在籍校を学習の場としたサポート活動が展開されている。

入室状況は、平成 28 年度が 26 名、平成 29 年度が 7 月時点で 14 名であり、平成 28 年度には進学、学校復帰等により 15 名、通室困難により 7 名が退室している。

通室困難により退室した生徒がいることは大変残念であるが、マイスクールとして対応できることは何かを検討して今後に活かせるよう工夫することが期待される。

メンタルフレンドの存在は生徒にとっても大きいことが想定されるため、指導に当たる職員の研修体制を含め拡充について、さらなる検討を期待する。

両教室に共通する学校適応・社会的自立に向けた相談と入室までの流れは、非常によく配慮されていることが観察される。特に、在籍校とマイスクールで個別指導計画(案)を作成して指導に取り組んでおり、適切な仕組みであると判断する。

筑波大学人間系教授 窪田眞二